

第三管区海上保安本部公示第30号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年9月3日

第三管区海上保安本部長

宮本 伸二（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名称 関東地方整備局東京湾口航路事務所
- (2) 住所 神奈川県横須賀市新港町 13

2 水路測量を実施する区域及び期間

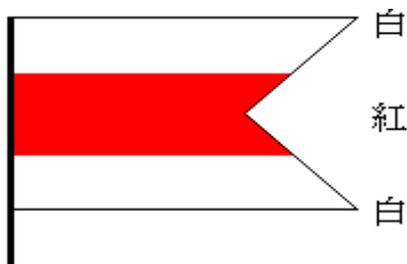
- (1) 区域 東京湾中央航路（中ノ瀬航路）（付図のとおり）
- (2) 期間 令和6年9月30日まで

3 水路測量の実施方法

RTK-GNSSによる測位、マルチビーム音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

- (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



- (2) 三管区水路通報に掲載する。

